

住宅等リフォーム木材利用促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 優良県産木材

県の定める認証基準（寸法規格、含水率、強度）を満たしたことを認証された、県産木材を使用した製材品

(2) JAS 認証木材

本事業における JAS 認証木材とは、JAS 認証工場で製造・認証された、日本農林規格（JAS）を満たした構造用製材品をいう。

(優良県産木材の認証)

第3条 優良県産材を使用する申請者は、補助金交付決定後、一般社団法人山口県木材協会会長（以下、「会長」という）に優良県産木材の認証申請を行う。

(検査)

第4条 会長は、要綱第9条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに、次の各号により現地検査を行うものとする。

(1) 現地検査は、住宅については申請件数の10分の1以上、事業用建築物についてはすべての申請を対象とする。

(2) 現地検査を行うときは、あらかじめ検査日時等を申請者に通知しなければならない。

(3) 申請者は、現地検査に協力しなければならない。

(守秘義務)

第5条 本事業に携わる者は、当該事業を行う上で知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用することはできない。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、事業の実施に必要な事項は別に定める。